

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び

介護予防認知症対応型共同生活介護契約書

（以下「契約者」という。）と社会福祉法人風会（以下「事業者」という。）は、契約者がグループホームふじトピア（以下「グループホーム」という。）における居室及び共用スペースを使用し生活するとともに、事業者から提供される認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、家庭的な環境の中地域住民との交流の下で、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用スペースを使用させるとともに、第6条に定める認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する介護サービスの内容は「認知症対応型共同生活介護計画」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護計画」に定めるとおりとします。

3 契約者は、第16条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（契約期間と更新）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、有効期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし以後も同様とします。

（身元引受人）

第3条 事業者は、契約者に対して身元引受人を定めることを求める事があります。但し、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合は、その限りではありません。なお、契約者代理人は、身元引受人を兼ねることができます。

2 身元引受人は、本契約に基づく契約者及び契約者代理人の事業者に対する責務について連帯責任者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、契約者の身柄引き取り、残置財産

の引き取り等を行うことに責任を負います。

(利用基準)

第4条 契約者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- 1 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態である方。
- 2 少人数による共同生活を営むことに支障がない方。
- 3 自傷他害の恐れのない方。
- 4 常時医療機関において治療をする必要がない方。
- 5 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できる方。

(認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第5条 事業者は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、契約者及び契約者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画書及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画書（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。

- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 契約者及び契約者代理人は、事業者に対しいつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者又は利用者代理人の不利益となる場合を除き、契約者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を契約者及び契約代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(サービス内容及びその提供)

第6条 事業者は、契約者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

1. 保険給付サービスとして、下記のサービス等を提供します。但し、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
 - イ. 日常生活上の世話
 - ウ. 日常生活の中での機能訓練
 - エ. 相談、援助
2. 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」とおり提供します。事業者は契約者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態を有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

- 3 事業者は、身体拘束その他契約者の行動を制限しません。但し、契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を契約者に説明し、理由及び一連の経過を契約者代理人に報告します。
- 4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、契約者の利用状況等を把握するようにします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

- 第7条 契約者は要介護度に応じて第6条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（負担割合証による割合）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されず（償還払い）。）
- 2 介護保険給付外サービスについては、契約者又は契約者代理人は、重要事項説明書に定める 所定の料金体系に基づいたサービス料金を支払うものとします。
 - 3 サービス利用料は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月18日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
 - 4 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第8条 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系に変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 契約者は、前項の変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

(事業者及び従事者の義務)

- 第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

- 第10条 事業者及びサービス従事者又は従業員は、介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 事業者は、前項及び第20条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者及びその家族等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

(法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付)

- 第11条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した場合において、契約者又は契約者代理人から利用料の支払いを受けたときは、契約者が償還払いを受けることができるように、契約者又は契約者代理人に対して、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第四章 契約者の義務

(契約者及び契約者代理人の義務)

- 第12条 契約者及び契約者代理人は、事業者に関して以下の義務を負います。
1. 契約者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者を提供すること
 2. 他の契約者やその訪問者及び事業所の職員の権利を不当に侵害しないこと
 3. 特別の事情がない限り、契約者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うこと但し、契約者又は契約者代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を指示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて契約者及び契約者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
 4. 事業者が提供する各種サービスに異議がある場合には、速やかに事業者に知らせること
 5. 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について契約者及び契約者代理人は協力すること

(契約者のホーム利用上の注意義務)

第13条 契約者は、居室及び共用スペース、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生面等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業者の施設、設備について、故意または、重大な過失により滅失破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特別の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用スペース、設備の利用方法等を決定するものとします。

(造作、模様替え等の制限)

第14条 契約者及び契約者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。又その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は契約者及び契約者代理人の負担とします。

- 2 契約者及び契約者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け替えたりすることはできません。
- 3 契約者及び契約者代理人は、居室以外のグループホーム内外の造作・模様替え等をしてはなりません。

第五章 契約者の権利

(契約者及び契約者代理人の権利)

第15条 契約者と契約者代理人は以下の権利を事業者に対して主張することができます。

1. 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
2. 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重される権利
3. 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
4. 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられる権利
5. 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
6. 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利

7. 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
8. 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利
9. 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
10. 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受ける権利

第六章 契約の終了

(契約の終了事由)

第16条 次の各号に該当する場合は、この契約は終了します。

1. 要介護の認定更新において、契約者が自立若しくは要支援1と認定された場合
2. 契約者が死亡された場合
3. 契約者又は契約者代理人が第2条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
4. 事業者が第17条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
5. 契約者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき（1ヶ月を目安とします。）但し、契約者が長期にグループホームを離れる場合でも、契約者と事業者の協議の上、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。
6. 契約者が他の介護療養施設等へ入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

(契約者からの中途解約)

第17条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する7日前までに事業者へ通知するものとします

- 2 契約者は、第8条第2項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室より退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日を持って、本契約は解約されたものとします。
- 4 第18条の規定は、本条に準用されます。

(契約者からの契約解除)

第18条 契約者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

1. 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを 実施しない場合
2. 事業者若しくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・(7)物・信用

等傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

4. 他の利用者が契約者の身体・(一)物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第19条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. 契約者が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
2. 伝染性疾患により他の契約者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ契約者の退去の必要があるとき
3. 契約者の行動が他の契約者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ契約者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
4. 契約者又は契約者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

(契約の終了に伴う援助)

第20条 本契約が終了し、契約者がグループホームを退去する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退去の為に必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

1. 適切な病院若しくは療養所又は介護老人施設等の紹介
2. 居宅介護支援事業所の紹介
3. その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(残置物の引取り)

第21条 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物(高価品を除く)がある場合に備えて、その残置物の取引人(以下「残置物取引人」という。)を定めることができます。

- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者又は残置物取引人にその旨を連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物取引人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引取るものとします。但し、契約者又は残置物取引人は、特別の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨を連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項の但し書の場合を除いて、契約者又は残置物取引人が必要な相当の期間が過ぎても残置物を引取る義務を履行しない場合には、当該物を契約者又は残置物取引人に引渡すものとします。
- 5 事業者は、契約者が残置物取引人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残

置物を処分できるものとします。その費用については、契約者から預り金等の自己の管理課にある金銭がある場合には、その金銭を相殺できるものとします。

第六章 損害賠償

(損害賠償責任)

第22条 事業者は、契約者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、契約者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに契約者に対して損害を賠償します。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがあります。

2 契約者の故意又は過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は契約者又は契約者代理人が負担します。

第七章 その他

(苦情処理)

第23条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(入退所時の荷物の搬送)

第24条 入所・退所時の荷物の搬送については、契約者又は契約者代理人で行うものとなりますが、やむを得ない場合は、事業者でもお手伝いします。但し、これに係る費用は実費負担となります。

(協議事項)

第25条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

(入所日)

第26条 本契約は、令和 年 月 日をもって入所日とします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

印

代理人または立会人等 住所
氏名
本人との関係

印

事業者 住所 静岡県藤枝市時ヶ谷4 1 7 番地2
事業者名 社会福祉法人 凰会
グループホームふじトピア
代表者氏名 施設長 増田 啓介 印

「グループホームふじトピア」重要事項説明書

当施設はご契約者に対して、認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護者（要支援2または要介護1～5であり、認知症の診断を受けた方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 <small>おとりかい</small> 鳳会 |
| (2) 法人所在地 | 静岡県藤枝市時ヶ谷4 1 7 番地の2 |
| (3) 電話番号 | 0 5 4 - 6 3 8 - 5 2 5 2 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 増 田 光 春 |
| (5) 設立年月 | 平成12年1月26日 |

2. 施設の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 施設の種類 | 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| (2) 介護保険事業者指定番号 | 藤枝市 2 2 9 5 3 0 0 0 4 6 |
| 指定年月日 | 平成18年11月1日 |
| (3) 運営方針 | 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の運営を通じて、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 |
| (4) 理念 | <ol style="list-style-type: none">ご利用くださる皆様が、安らぎの場の施設として生活いただけるよう「おもてなし」の気持ちで、心のこもった温かいサービスを心がけていきます。その「安らぎの場」が維持できるよう、あらゆる面で「安全」と「安心」を心がけていきます。ご利用くださる皆様の個性を尊重し、一人ひとりの「人間性」を理解し、互いに支えあうよう心がけていきます。施設をご利用くださる皆様とその家族、地域の皆様との交流の場としても活 |

用できる「開かれた」施設として、地域福祉の一端を担うことを心がけていきます。

- (5) 施設の名称 グループホーム ふじトピア
- (6) 施設の所在地 静岡県藤枝市時ヶ谷417番地の2
- (7) 電話番号 054-638-5251
- (8) 施設の設備 居室：全室個室。専有面積15.59㎡
居室の設備：全室シャワートイレ、洗面所、スプリンクラー付き。介護用ベッド、カーテン、クローゼット、エアコン、緊急通報装置。
共同設備：玄関、ホール、居間、食堂、キッチン、浴室、脱衣室、洗濯室、車椅子対応トイレ。
- (9) 管理者 杉本 華（すぎもと はな）
- (10) 入居定員 2ユニット 18名
- (11) 法人が行っている他の業務
 - ☆ 介護老人福祉施設 ふじトピア 定員70名
平成13年2月13日指定 静岡県2275300172号
 - ☆ ふじトピア 居宅介護支援事業所 定員20名
平成13年3月1日指定 静岡県2275300214号
 - ☆ ふじトピア 短期入所介護事業所
平成13年2月13日指定 静岡県2275300181号
 - ☆ ふじトピア 通所介護事業所
平成13年3月1日指定 静岡県2275300206号
(旧介護予防通所介護相当サービス)
平成30年4月1日指定 静岡県2275300206号
 - ☆ ふじトピア 認知症対応型通所介護事業所 定員12名
平成18年4月1日指定 静岡県2275300206号
 - ☆ 緩和基準型通所介護事業所 定員15名
平成30年4月1日指定 静岡県2275300206号
 - ☆ ふじトピア 訪問介護事業所
平成13年3月1日指定 静岡県2275300198号
(旧介護予防訪問介護相当サービス)
平成30年4月1日指定 静岡県2275300198号
 - ☆ 藤枝市地域包括支援センター ふじトピア
平成18年4月1日指定 藤枝市2205300060号

☆ ふじトピア 障害福祉サービス事業所

平成18年10月1日指定 静岡県2215300100号

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者様に対して認知所対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しております。

管理者 1名（兼務）

計画作成担当者 1名以上

介護職員 常勤換算3名以上

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

以下のサービスは、介護保険のサービス利用に係る自己負担額に含まれたサービスを包括的に提供します。

項目	サービス内容
食事	ご契約者様の身体の状況や嗜好に配慮した食事を提供します。 (食事時間) 朝食 7:30 昼食 12:00 おやつ 15:00 夕食 18:00
保清	原則、週2回以上行います。ご利用者様の体調不良などの理由によりケア方法を変更することがあります。
排泄	ご利用者様の能力に応じた援助を行います。
その他日常生活上の世話	ご利用者様の能力に応じた援助を行います。 (夜間の巡視はおおむね2時間おきに行っております。)
機能訓練	ご利用者様の心身等の状況に応じて、援助を行います。
健康管理	訪問看護師が週1回訪問し、健康管理を行います。医療ケアは提供していません。
洗濯	衣類の洗濯を行います。
レクリエーション	季節行事や機能の維持を期待できる活動を提供します。
相談支援	ご利用者様、ご家族様からの相談支援を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者様の負担となります。

項目	サービス内容
家賃	75,000円/月
食材料費	43,800円/月（1日@1,460円×30日） 朝 420円 昼 520円 夜 520円
水道、光熱費	19,200円/月（1日@640円×30日）
理髪・美容	月1回、理美容サービスをご利用いただけます。 利用料金：1回美容カット 2,000円（オプションあり）
小口預り金	ご利用者様の日常生活に要する費用を小口預り金としてお預かりします。 毎月、使用状況につきましてご報告します。 預り金が少なくなりましたらご連絡します。

利用料金

要介護度	単位数	1月あたりの利用料目安（31日）
要支援2	749単位	164,732円
要介護1	753単位	164,878円
要介護2	788単位	166,161円
要介護3	812単位	167,039円
要介護4	828単位	167,624円
要介護5	845単位	168,246円

注：上記1月あたりの金額は目安を表示したものです。

【加算項目】下記の加算が利用料金に含まれております。

医療連携加算Ⅰ： 38単位/日

サービス提供体制強化加算Ⅰ： 22単位/日

口腔栄養体制加算： 30単位/日

栄養管理体制加算： 30単位/日

科学的介護推進加算： 20単位/月

口腔・栄養スクリーニング加算： 20単位/6ヵ月

※地域別単価 10.14円 藤枝市地区区分7級地

介護職員処遇改善加算： 11.1%

介護職員等特定処遇改善加算： 3.1%

ベースアップ加算： 2.3%

☆その他、各項目に該当する場合は、所定の金額が加算されます。

看取り介護加算

医師が終末期にあると判断した入居者について、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等が協同して、本人または家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡日以前45日を限度として死亡月に加算されます。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しません。

死亡日以前31日前～45日前	72単位/日
死亡日以前4日～30日	144単位/日
死亡日の前日・前々日	680単位/日
死亡日	1,280単位/日

初期加算

入居した当初には、施設での生活に慣れるために、様々な支援を必要とすることから、入所から起算して30日以内の期間、1日に30単位を加算します。

入院外泊時費用

入居者が病院又は診療所へ入院をした場合及び入居者にたいして居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定額に代えて1日につき246単位を算定します。

退去時相談援助加算

退去後の介護・医療・福祉サービスの利用に関して相談援助を行い、退去日から2週間以内に関係の市町村及び地域包括支援センターに情報提供した場合に、入居者1人につき、1回を限度として、400単位を算定します。

若年性認知症利用者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合に、1日あたり120単位を算定します。

認知症専門ケア加算

日常生活に支障をきたす恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

認知症専門ケア加算（I） 3単位/日

※介護保険の給付に変更があった場合には、その内容額に応じて契約者様の負担を変更させていただきます。

利用料金のお支払方法

利用料金に関しては、1ヵ月ごとに計算し、ご請求します。以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア、自動引き落とし（引き落とし日：初回は翌々月18日、2回目以降は翌月18日）ご指定の金融機関（郵便局、農協含む）より手数料無料にて利用料の引き落としが可能です。

イ、請求書による現金支払（支払期限：翌月20日）

ウ、下記指定口座への振込み（支払期限：翌月20日）

しずおか焼津信用金庫 いかるみ支店 普通預金 0237348
グループホームふじトピア
施設長 増田 啓介

5. 協力医療機関

①医療機関の名称：三倉医院

所在地：藤枝市五十海 4-14-21

②医療機関の名称：藤枝市立総合病院

所在地：藤枝市駿河台 4丁目1番11号

③医療機関の名称：溝越歯科医院

所在地：藤枝市上藪田 13-10

6. 身体拘束について

原則、身体拘束やその他ご利用者様の行動の制限をしません。緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合には検討したうえで、「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」に内容を記載し、本人家族に説明し同意をいただきます。その後、速やかに廃止に向け取り組みます。

7. 非常時及び災害時の対応

- ・利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかにご家族に連絡するとともに、医療機関へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。
- ・災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。地域との連携も進めていきます。

8. 苦情の受付について

当施設による苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。なお、ご利用者様、ご家族様は、苦情を申し立てたことにより何らかの差別待遇を受けません

(1) ホームへの苦情の受付

担当者 グループホームふじトピア

管理者 杉本 華

TEL 054-638-5251 Fax 054-638-5262 e-mail gh.fujitopia@po4.across.or.jp

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日、12月29日～1月3日までを除きます。）

午前 9：00～午後 4：30

(2) 法人での苦情窓口も設置しております。

法人苦情受付担当者 地域包括支援センターふじトピア

センター長 内村 宣子

TEL 054-638-5252 Fax 054-638-5255 e-mail fuji-topia@po2.across.or.jp

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日、12月29日～1月3日までを除きます。）

午前 9：00～午後 4：30

(3) 行政機関その他苦情受付機関

藤枝市役所 地域包括ケア推進課 地域支援係	所在地 426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番地1号 電話番号 054-643-3225 受付時間 午前8:30～午後5:15
国民健康保険 団体連合会	所在地 420-8558 静岡市春日町2丁目4番34号 電話番号 054-253-5590 受付時間 午前8:30～午後5:00

※利用者が安心して疑問や不安、悩み、要望について相談できるよう介護さわか相談員を受け入れております。

法人では「第三者委員」を設置し、苦情に適切に対応する体制を整えております。

9. 損害賠償について

当施設は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

事業者は、万一の事故に備えて、賠償責任保険に加入しております。

10. ホーム利用にあたっての留意事項

当施設利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- 面会：午前9:00～午後4:30（感染症の感染状況により制限することがあります。）
- 外出・外泊：事前に連絡ください。外出・外泊届のご記入をお願いします。
- 喫煙：指定の場所で喫煙をお願いします。
- 飲酒：ご相談ください。
- 所持品の持ち込み：なじみの身の回りの物の持ち込みは可能です。
- 面会時の飲食物の持ち込み：持ち込みは可能ですので、お申し出ください。飲食物の管理は施設で行います。
- 受診：今までのかかりつけ医を継続することが可能です。受診方法については心身の状況に応じ相談に応じます。
- 宗教活動、政治活動、営利活動：原則できません。ただし、個人の信仰への妨げはありません。
- 迷惑行為：生命、生活、財産等脅かす行為はできません。

○ペット：原則受け入れをしていません。（ペットと一緒に面会する場合はあらかじめご相談ください。）

○その他：入居生活を継続するために必要な事項につきましては状況に応じ検討していきますので、ご相談ください。

1 1. 外部評価・第三者評価受審状況

外部評価：あり 令和5年11月22日

第三者評価：なし

指定認知症対応型生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

グループホームふじトピア

説明者職種 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印

(続柄：

グループホームふじトピア運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳳会が設置運営する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホームふじトピアとする。

(職員の員数及び勤務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 13名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は18名（2ユニット）とする。

(介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活上の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実地状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 家賃 75,000 円/月
- (2) 食費 42,000 円/月
- (3) 水道光熱費 18,000 円/月
- (4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用実費

- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込、もしくは自動引き落としによって指定期日までに受け取るものとする。

(入退去にあたっての留意事項)

第10条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- (2) 自傷他害のおそれがないこと
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと

- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去していただく場合がある。
- 3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供期間と協議し介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整

備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、指針を整備し、定期的な委員会の開催、並びに研修及び訓練を実施等必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害の備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、定期的な研修の実施等必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束に関する事項)

第18条 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じるものとする。

2 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについては別に定める。

(事業継続計画の策定)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、介護サービスの継続的に実施、早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施するなどの措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第20条 事業所は、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責任を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組むものとする。

(その他運営についての重要事項)

第21条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、

帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、代表者が定めるものとする。

付 則 この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。